

※第2回ワーキングチームの資料2に第2回ワーキングチームでの主な御意見を赤字で追記等している。

本検討の前提となる用語・概念, 検討対象場面の整理

1 本検討の前提となる用語・概念の整理

本検討において用いる用語・概念について以下のとおり整理してはどうか。

(1) 独占的ライセンス

<p>独占的ライセンス¹</p>	<p>・特に断りがない限り,以下の二つのライセンスを区別せず,ライセンシーが単一に限定されているライセンスをいうものとする。なお,以下の二つのライセンスを区別する際は,①については「債権的な独占的ライセンス」,②については、「物権的な独占的ライセンス」というものとする。</p> <p>① 現行法のもとでは債権的な効力のみを有するとされている独占性の合意がなされた利用許諾契約に基づくライセンシーの独占的利用権</p> <p>② 特許法における専用実施権,著作権法における出版権のような,準物権的とされる独占的かつ排他的な権利</p>
-----------------------------	---

(2) 独占性の合意

<p>独占性の合意</p>	<p>・債権的な独占的ライセンス契約においてなされる「<u>独占性の合意</u>」とは,①<u>ライセンサーが当該ライセンス契約で付与したライセンスの範囲と重複するようなライセンスを第三者に付与しない</u>,という内</p>
---------------	---

¹ 産業構造審議会知的財産政策部会「特許制度に関する法制的な課題について」(平成23年2月) 11頁の以下の整理を参考にしてている。

現行法下において,ライセンシーが単一に限定される独占的ライセンスには,次の2つがある。

- ・専用実施権 (特許法第77条)

特許法上,独占的かつ排他的な実施権として規定されている独占的ライセンス

- ・独占的通常実施権

特許法上は通常実施権であるが,契約当事者間において許諾した範囲については当該通常実施権者以外の者に重ねて許諾を行わないという独占性の合意(特約)がなされている独占的ライセンス

	<p>容の合意をいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • また,①の「<u>独占性の合意</u>」に加え,②<u>ライセンサー自身,当該ライセンスの範囲では当該著作物を利用しないこと</u>,という合意がなされている債権的な独占的ライセンスを「完全独占的ライセンス」といい,他方,①の「<u>独占性の合意</u>」がなされているものの,②の合意がなされていない債権的な独占的ライセンスは,「不完全独占的ライセンス」という。 • なお,ここでいう「<u>独占性の合意</u>」には,③<u>ライセンサーがライセンシー以外の第三者の利用を排除しなければならないという義務(侵害排除義務)</u>を含まないものとして検討する。
--	---

(3) 独占性

<p>独占性</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 独占的ライセンシーが独占的ライセンスを付与されたことによって取得する当該著作物の利用を<u>独占的に行うことができる</u>という地位をいうものとする。
-------------------	--

【第2回ワーキングチームにおける意見】

- 独占性について「独占的に行うことができるという地位をいうものとする」と定義しているが,トートロジーになっているように見える。結局,この「独占性」というのは,これから議論して出来上がった制度における「独占性」の意味内容を入れ込むものと考えている。
- 今まで「独占性」と漠然と使ってきた用語を,このように独占利用性の意味だと定義することで,議論しやすくなる。この定義でいいか,悪いかは今後の議論の問題である。
- ここでいう「独占的」というのが“**exclusive**”と同義か否か,「独占的かつ排他的」という表現をするとき,単に「独占的」と表現するときでニュアンスが異なるのか否かと,といった辺りは,いろいろな考え方があると思われ,この時点ではそれを包摂した形で検討を進めざるを得ないのではないか。
- 日本語では,「排他性を有する権利」という表現を使って,差止請求ができる権利であることを示すことがあるため「排他性」という言葉を使うと差止請求権があることを肯定しているような表現になってしまう。そ

ういう意味では、「独占的」の方が差止請求権の有無についてまだ中立的なニュアンスになるので、「独占的」という文言を使っていくことにも一定の理由があると考えられる。

(4) 課題解決手段の呼称²

独占的利用許諾構成	<ul style="list-style-type: none"> ・債権的な独占的ライセンスに,その対抗制度及び差止請求権を付与する制度を導入する構成をいう。 ※第1回の本ワーキングチームにおいて「債権的構成」と呼称していたもの。
出版権的構成	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに著作権法上に出版権類似の物権的な独占的ライセンスの権利³を創設し,その対抗制度及び差止請求権の制度を導入する構成をいう。 ※第1回の本ワーキングチームにおいて「物権的構成」と呼称していたもの。

(5) 独占的ライセンスの対抗制度

独占的ライセンスの対抗制度	<ul style="list-style-type: none"> ・独占的利用許諾構成の場合は,債権的な独占的ライセンスの独占性の部分のみを対象とする対抗制度を意味するものとして検討する。 ・なお,独占的利用許諾構成における独占的ライセンスの利用権の部分は平成30年度の本ワーキングチームで議論した当然対抗制度の適用対象になるという前提で検討する。 ・出版権的構成の場合は,利用権の部分を含む形で物権的な独占的ライセンスの制度を創設することになるため,当該構成の場合の「独占的ライセンスの対抗制度」とは当該ライセンスの独占性のみならず,利用権の部分をも含むものとして検討する。
---------------	--

² 「物権的構成」,「債権的構成」といった課題解決手段についての呼称については,第1回本ワーキングチーム終了後,チーム員から,より著作権法や業界で用いられている用語に即した分かりやすい呼称にしたほうが良いのではという意見もあったため,本文記載のとおり変更してはどうか。

³ 新たに創設する物権的な独占的ライセンスの権利を出版権とは別物として創設するか,出版権をも包含するものとして創設するかは出版権的構成の個別の検討事項として別途検討することとしたい。

(6) 独占的利用許諾構成における「独占性の対抗」

独占性の対抗	・ 下記2の各検討対象場面（図⑦乃至⑨ ⁴ ）において、独占的ライセンシーが第三者（著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等）に対し、その独占的ライセンスに基づく独占性を積極的に主張することができることをいうものとする ⁵ 。
--------	---

【検討事項】

- ・ 「独占性の対抗」が具体的にどのような法的意味を有するかについては、議論の余地があるものと思われるが⁶、少なくとも著作権等の譲受人や他のライセン

⁴ 下記2の図⑦乃至⑨は検討対象場面の典型的な場面を示したものである。図⑦乃至⑨における各契約の順序や対抗力の具備の先後の違いに応じた「独占性の対抗」の可否や平成30年度に本ワーキングチームで検討された一般的な利用許諾に係る権利の対抗制度（当然対抗制度）との具体的な適用関係については、独占的利用許諾構成における独占的ライセンスの対抗制度の具体的な制度設計を検討する際に整理したい。

⁵ 民法第177条等における「対抗することができない」とは、「一般に、ある法律事実や法律効果が発生しているにもかかわらず、その事実や効果を他人に向かって積極的に主張することができないことをいう」（佐久間毅「民法の基礎2 物権」53頁）とされている。

⁶ なお、利用権の部分を含まない独占的利用許諾構成における「独占性の対抗」について、そのまま応用はできないと思われるが、参考までに不動産賃借権の対抗に係る議論を以下に示す（ただし、平成29年債権法改正前の議論である。幾代通ほか編「新版 注釈民法（15）債権（6）増補版」198頁乃至200頁）。

●所有権取得者に対する関係

対象不動産の所有権取得者に対する関係で不動産賃借権が対抗力を有することの意味については、「その所有権を当方からは認めつつも、所有者に対しては当方の賃借権（つまり当方との間の賃貸借契約）を認めさせ、当方の不動産利用権原を維持すること」をいうとされている。

●用益権取得者に対する関係

用益権取得者に対する関係で不動産賃借権が対抗力を有することの意味については以下の3つの見解が示されている。

見解①

「爾後の用益権（物権たると債権たるとを問わず）は無効か、少なくとも賃借権によって対抗される間はその効力を停止されるとする」見解

見解②

「爾後の用益権が債権である場合には、当方の賃借権の対抗力とは、それら用益的債権を否認することであり、用益物権である場合には、当方の対抗力ある賃借権（あるいは所有者との間の賃貸借契約関係）をそのままそれら用益物権者との間の関係として一あたかも爾後の所有権の譲渡におけるがごとく—これに移行させるときには移行させ…、移行させるに不相当なときには当方の賃借権をもってこれら第三者の用益権を否認することができる」と解する」見解

見解③

「爾後の第三者の用益権が賃借権であって二重賃借になる場合は、賃借権の『対抗力』の

シーとの関係では、「これらの者に独占的ライセンシーが有する独占的ライセンスの独占性を認めさせ、これを維持する一方で、当該譲受人が有する著作権等や他のライセンシーが有するライセンスに基づく対象著作物の利用権を否定できるという意味を有するもの」と考えてはどうか。

【第2回ワーキングチームにおける意見】

- 「独占性を対抗」できるということは「直接差止請求を行うこと」ができることと同義と考えてよいのか。独占性を主張できる場合には幾つかのパターンが考えられ、独占的ライセンス契約を締結したにもかかわらず、これに反するライセンス契約が行われた場合には、①独占的ライセンシーは、著作権者等に対して債務不履行責任を主張することのみができるとする場合、②新しいライセンス契約の効力を否定して、妨害排除請求権等の著作権者等の有する権利を代位行使できるとする場合、③独占的ライセンス契約に基づいて直接に差止請求を行えるとする場合、といった3つくらいの場面が考えられるのではないかと。
- 図⑦及び図④の場合は債権者代位の問題にはならず、譲受人や他のライセンシーに対し直接差止請求をすることができるかという問題になるのではないかと。

・不法利用者との関係では「独占性の対抗」はどのような法的意味を有するか。

【第2回ワーキングチームにおける意見】

- 不法利用者は無権利者なので、不法利用者との関係は対抗関係ではなく、ここで「対抗」という言葉を使わない方がよいのではないかと。
- 賃借権は対抗要件を備えると、不法占有者に対して明渡請求ができるとされるが、これについて対抗要件（対抗力）を備えた賃借権が物権化するからそのような請求ができるという考え方がある。そのため、本検討における不法利用者との関係でも、そのような考え方をとるか否かという形で、「独占性の対抗力」の有無が問題になることはあると思われる。
- 「対抗」という言葉自体にいろいろな意味があるので、用語としては独占性を「主張し」といった中立的な表現に修正すれば、今後の議論に対応できるのではないかと。
- 特許法99条のように「対抗要件」を具備しなくとも「対抗力」を備える場合があるので、「対抗要件」、「対抗力」といった用語は細かく区別し

問題ではなく、もっぱら債権の平等性の問題であり、所有者がどちらかの賃借権者に占有を引き渡したならば、他方は履行不能になる」とする見解

〔 て使った方がよい。 〕

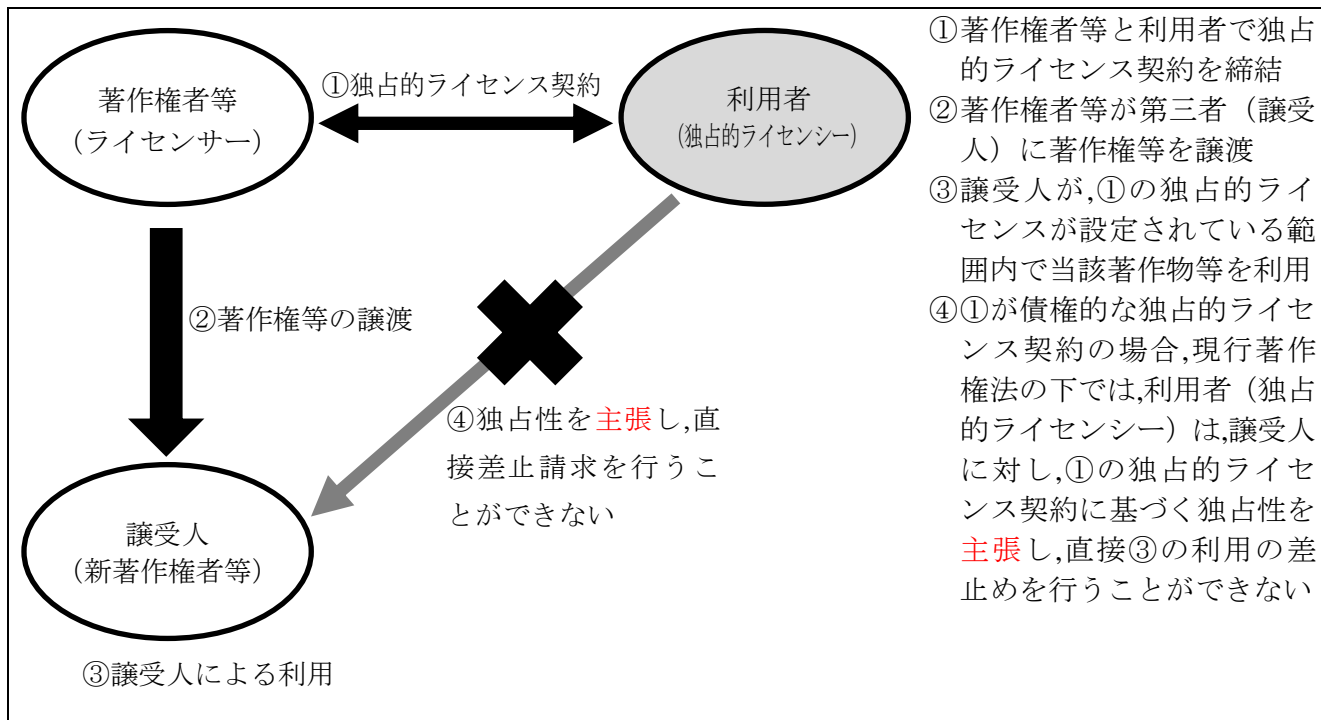
※出版権的構成の場合

出版権的構成の場合は,上記(4)で示したとおり,独占的ライセンスのうちの独占性の部分のみを取り出して対抗制度の導入するものではなく,利用権の部分も含めた物権的な独占的ライセンスの対抗制度の問題となり,その対抗制度については,出版権の対抗制度(著作権法第88条参照)と同様と考えて差し支えないと思われる。

2 検討対象場面

第1回の本ワーキングチームでの議論も踏まえつつ、改めて検討対象場面を整理すると以下の図⑦乃至⑩のとおりになると考えられる。

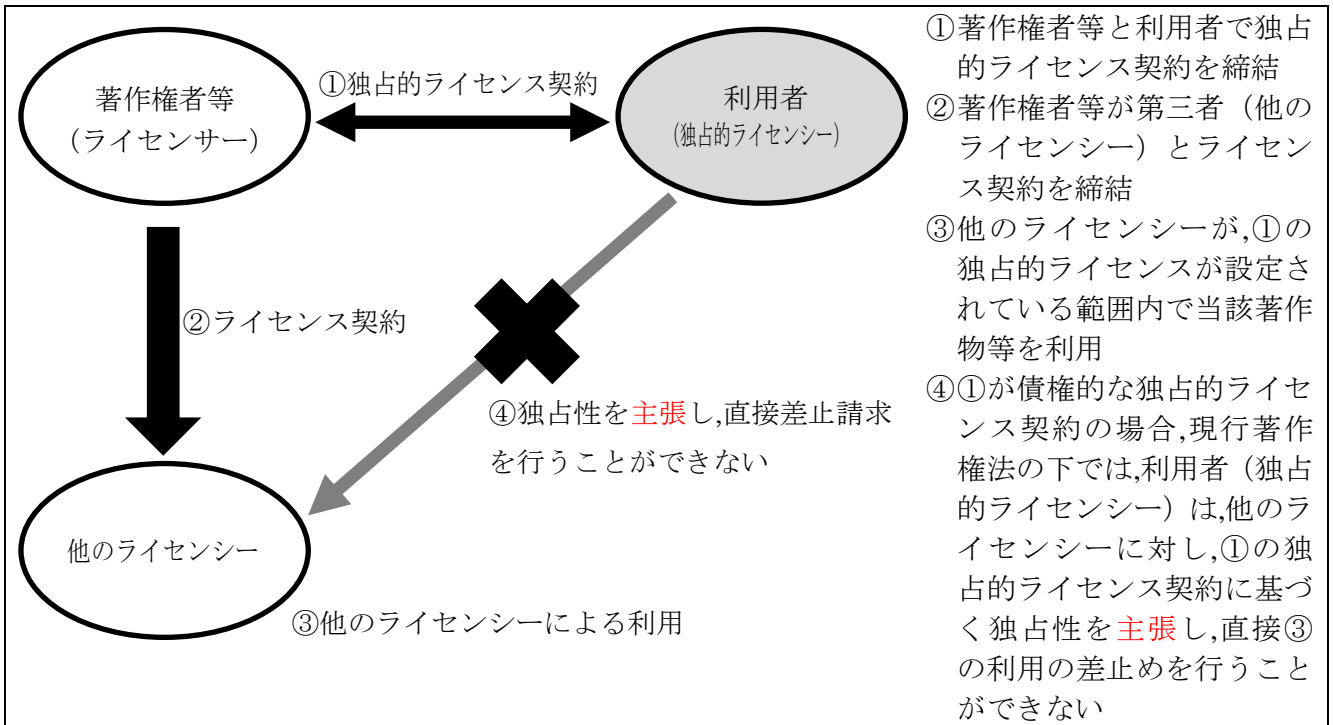
図⑦：著作権が譲渡された場合



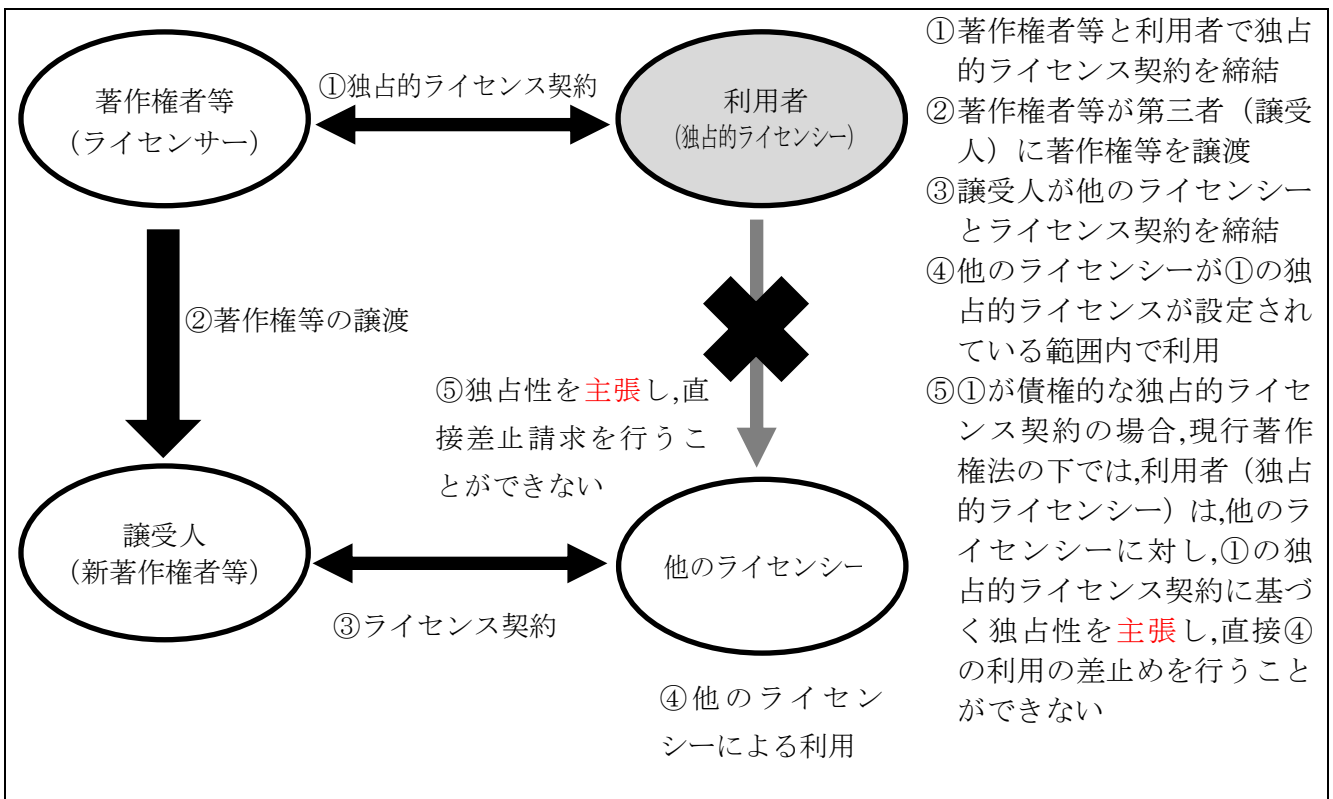
※図⑦は①によって利用者が取得する独占的ライセンスが完全独占的ライセンスであることを前提としている。

※著作権に対する差押えがなされ、執行・売却されたことによって生じる著作権等の移転の場合も図⑦と同様と考えられる。ただし、この場合の対抗関係については、独占的ライセンシーと差押債権者間について生じると考えられる。

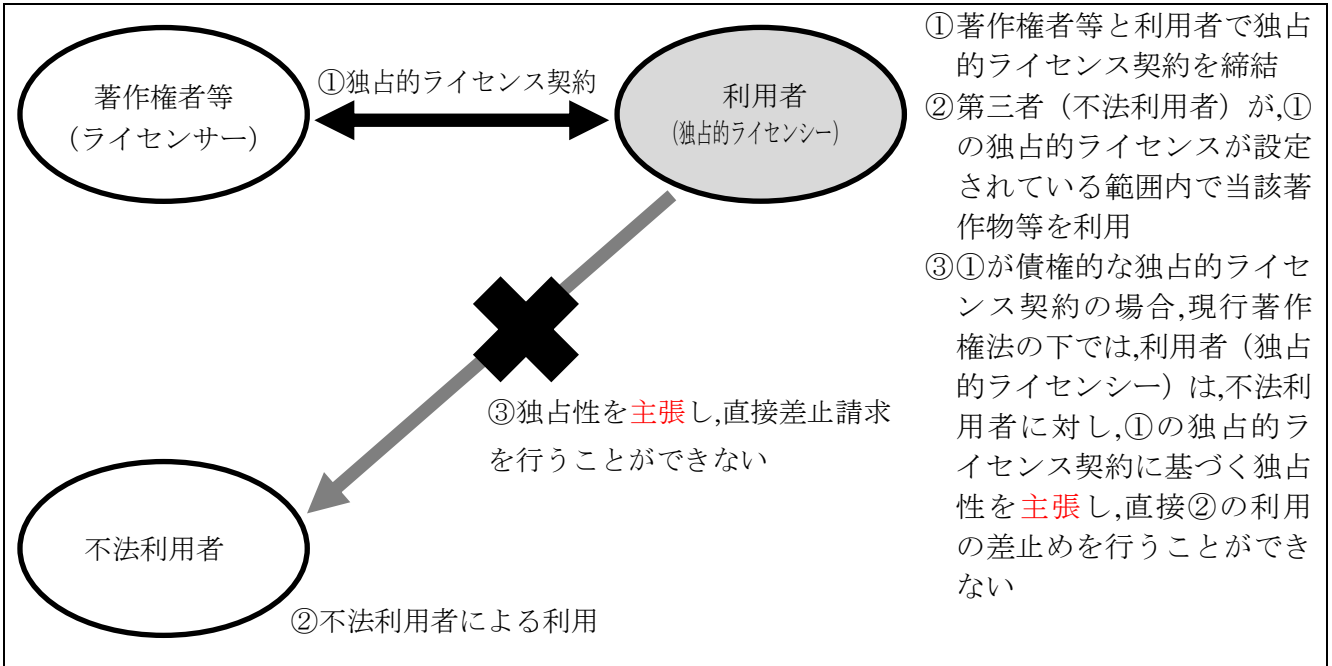
図①-1：二重にライセンス契約がなされた場合



図①-2：二重にライセンス契約がなされた場合（著作権譲渡が介在する場合）



図④：不法利用者が現れた場合



以上